

平成27年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

超高齢化・少子社会の進展に伴い、地域社会や家庭の機能の変化、さらに経済情勢の厳しさなどから、社会的孤立の問題、経済困窮、虐待等、権利擁護の問題など深刻な福祉課題・生活課題が山積している中で、横手市と一体的に策定してまいりました「第2次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が出来上がりました。

平成27年度は生活困窮者自立支援制度の施行や介護保険制度改正など福祉関係諸制度の各分野において大きな改革が行われ、そのスタートとなる節目の年ともなります。

横手市社会福祉協議会においては、第2次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域の生活課題・福祉課題に対応するべく、地域のニーズを発見し相談や支援につなぐ取組みを、地域住民や関係者との協働のもとに進めていくことを最重点とし、同時に改正される介護保険制度に伴い、関係各事業所の体制見直しと安定的な経営を目指してまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

平成 27 年度の介護報酬改正は、最終的に全体で 2.27%の引き下げとなりました。

また、相次ぐ介護事業所の参入により、平成 26 年度より介護人材の不足が全国的な課題となっております。

このような状況下、当法人総務（経理・人事・介護）部門においては、昨年引き続き財政基盤の見直し強化と共に、本年度から移行した新会計に基づいた健全経営を行うと同時に、職員相互の資質の向上と組織的な管理の適正化を図ります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会・理事会・監事会・評議員会を定期的に開催し、法人の経営に関する意思を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

| | |
|---------------|-------|
| ① 正副会長会 | 年 4 回 |
| ② 理事会 | 年 4 回 |
| ③ 監事会 | 年 2 回 |
| ④ 評議員会 | 年 4 回 |
| ⑤ 総合企画部会 | 年 2 回 |
| ⑥ 地域福祉部会 | 年 2 回 |
| ⑦ 事業経営部会 | 年 1 回 |
| ⑧ 苦情解決第三者会 | 年 1 回 |
| ⑨ 資金貸付事業運営委員会 | 年 2 回 |
| ⑩ 広報委員会 | 年 3 回 |

(2) 組織と職員体制

効率的、効果的な組織体制の見直しを図ると共に、職員一人ひとりの意識の向上を図ります。

(3) 役職員研修

健全な社協運営のため、社協の現状を認識のうえ今後の組織改善のために必要な研修を実施し資質の向上を図ります。

- ① 役員研修 年 1 回（10 月）
- ② 職員研修 年 1 回（3～4 種類の研修を企画し、必要なものに参加）

(4) 施設の管理運営事業

各福祉センター（うち指定管理：十文字、山内、大雄）及び老人福祉施設、更には十文字集会施設「ふれあい館」等、各種福祉活動、事業拠点として有効に活用できるよう、適正な管理と運営に努めます。

(5) 健全運営に向けた取り組みについて

法人の安定した財政基盤をつくるため、組織改革および事業や活動全体の精査を進め、費用対効果を意識した事務事業の推進に努めます。また、老人福祉施設の大規模修繕を含めた中長期的な財政計画の具体的な検討を進めてまいります。

(6) 規程関係の整合性と改善、見直しについて

現状を踏まえた各種規程の見直しと整合性を図ります。

(7) 職場の安全衛生について

衛生委員会の開催により各部署の安全衛生に関する意識を高め、仕事におけるリスクマネジメントや職員一人ひとりの、仕事や家庭におけるストレス対策も重要視しながら、働きやすい環境づくりに努めるとともに、職員間のコミュニケーションを含めた、職員の福利厚生事業も継続的に進めてまいります。

(8) ホームページの運用について

24年3月より立ち上げた社協のホームページも開設から3年が経過し、平成26年度は1カ月あたり平均2990件の（通年約35880件）閲覧をいただいております。27年度は、より見やすく適切な情報をご覧いただけるようホームページの改修も含めて検討してまいります。

2. 指定管理事業関係

(1) 指定管理施設

より地域に密着した施設として、社協らしい運営方針と体制整備を図り、指定管理施設の健全な運営に努めます。

- ① 十文字町健康福祉センター（平成26年4月1日～平成31年3月31日）
- ② 山内ほっとパレスゆうらく館（平成26年4月1日～平成31年3月31日）
- ③ 大雄地域福祉センター（平成26年4月1日～平成31年3月31日）

3. 介護保険事業関係

<在宅部門>

(1) 訪問介護事業所（障害者居宅介護事業所）

①東部（横手福祉センター） ②南部（十文字福祉センター） ③西部（大雄福祉センター）

※365日（6:00～22:00）

<他受託事業>高齢者生活管理指導員派遣事業

65歳以上の高齢者で、要介護認定において自立判定を受けた方または自立相当と認められる方に対し、日常生活において必要とする簡易な家事援助や生活習慣を習得するための支援等を行うことを目的に、専門のヘルパーを派遣するものです。

<他受託事業>障がい者地域生活支援事業：移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

(2) 通所介護事業所（障害者基準該当生活介護事業所 ※康寿館・十文字）

①康寿館 ②平寿苑 毎日（8:30～17:30内の7時間～9時間の範囲）

③雄風荘 ④十文字 月～土（8:30～17:30内の5時間～7時間の範囲）

⑤大雄 月～金（8:30～17:30内の5時間～7時間の範囲）

<他受託事業>障がい者地域生活支援事業：障がい児者デイサービス事業

障がいのある方に対して日中における生活の場を提供するとともに、食事や入浴等に関わる身体介護を提供するものです。

○事業所 康寿館通所介護事業所・十文字福祉センター通所介護事業所

(3) 居宅介護支援事業所

①横手 ②平寿苑 ③十文字 月～土（8:30～17:30）

④雄物川 ⑤山内 ⑥西部（大森福祉センター） 月～金（8:30～17:30）

(4) 訪問入浴介護事業所

①横手 月～金（8:30～17:30）

<他受託事業>障がい者地域生活支援事業：訪問入浴事業

自宅での入浴が困難な障がいのある方に対して入浴介護を行うことにより、心身機能の一部を補うことを目的に特殊車輛による訪問入浴サービスを提供するものです。

<介護老人福祉施設部門>

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 特別養護老人ホーム 平寿苑 | 特養50床・短期入所10床 (居宅介護支援事業・通所介護事業・ケアハウスいずみの里) |
| (2) 特別養護老人ホーム 雄水苑 | 特養50床・短期入所 8床 |
| (3) 特別養護老人ホーム 雄水苑ユニット | 特養30床 |
| (4) 特別養護老人ホーム 憩寿園 | 特養58床・短期入所 8床 |

【その他】

4. 内部会議及び研修等

(1) 衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じるこ
とが少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取
り組みを行います。

(2) 福利厚生委員会

スポーツや趣味等の交流を通して、職員間のコミュニケーションと心身のリフレ
ッシュを図ることを目的とした、各種交流活動を企画、実施します。

(3) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延の防止に関する対策を検討することにより、利用者
及び家族、また職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、
各機関で実施されている養成研修生等の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育
成に努めます。

【地域福祉部門】

第2次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な計画の実施初年度となります。

また、平成27年4月より施行される「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業の委託を受けて、地域福祉権利擁護事業等と連携した伴走型の個別支援活動を行うとともに、継続的に支援するため、これまで培ってきた地域住民をはじめ関係機関・団体等との協働で進める福祉活動を地域福祉再構築推進モデル事業や福祉ネットワーク事業等で総合的支援体制を構築してまいります。

5. 地域福祉関係

【地域福祉推進事業】

(1) 福祉ネットワーク活動推進事業

市民やボランティア、福祉協力員をはじめとする福祉関係者や関係機関と連携し、地域の福祉ニーズや課題に対応した見守りや支えあいなどの活動を進め、地域の問題や課題を住民が話し合い、気づき共感できる活動を展開しながら、住民同士のつながりや結びつきを支援し、誰もが安心して安全な地域づくりを図ります。

①福祉ネットワーク活動推進事業

小地区(地域)ネットワーク会議や住民支えあいマップ作成などから地域の現状や福祉課題を把握し、民生児童委員や福祉協力員等との連携と協働による見守り・支えあい活動の推進、緊急時の要援護世帯等の支援体制づくりなど、その地域の状況に応じた活動を推進します。

②福祉ネットワーク活動強化事業[新規事業]

地域における福祉課題の把握から個別支援を行い、地域住民と協働し、福祉活動への展開を進めるため地域福祉活動の実践について職員のスキルアップ研修を行います。

(2) 福祉協力員活動推進事業

社協事業及び地域福祉活動を円滑に進めるため、第4期の福祉協力員を委嘱するとともに活動助成金交付や各地区代表による運営委員会により各地区の福祉協力員会活動の活性化を図ります。また、民生児童委員や行政等の関係者・機関と連携を強化し、地域の福祉課題の把握から住民主体による問題解決への福祉活動を積極的に推進します。

(3) 車いす貸出事業

高齢者や障がい者等と同居している世帯で、他からの借り入れが困難な場合に、一時的に車いすを無償で貸与します。

(4) ボランティア活動推進事業

住民主体の地域づくりのため、市民のボランティア活動への参画とボランティア活動者・団体、事業者等が自主的に活動できるよう支援するとともに、災害等の緊急時に備えボランティアの受け入れ体制や災害ボランティア活動を円滑にするための整備を進めます。

① ボランティア活動啓発事業

ボランティア情報の発信やボランティア個人・団体の登録、活動保険加入等の推進及び支援を行うとともに、各種相談への対応や人材発掘・育成により、ボランティア活動の活性化に取り組みます。

② 父ちゃんの楽校事業

退職世代やシニア世代を対象に生きがいづくりや仲間づくり、特技や知識・経験を活かした地域貢献活動、社協事業への協力、地域ボランティアなどを目的に行います。

③ 除雪ボランティア事業

自力での除雪が困難な高齢者世帯等に除雪ボランティアを派遣し、対象世帯の冬期間の安全確保と安心感を与えると共に、市民のボランティア意識の高揚を図り、住民同士の支えあい活動を推進します。

④ 災害ボランティアセンター運営事業

災害時のボランティア受け入れや派遣等を行うための体制づくりや設置マニュアルを評価検証する訓練の実施、災害時にも機能するネットワーク活動を進めるための研修会を開催し、安全な地域と支えあい活動を推進します。

(5) 生活相談事業

身近な相談窓口として各相談所を開設し、行政や関係機関と連携しながら、あらゆる生活課題・問題解決の支援のほか、総合的な相談対応により、地域の福祉ニーズの把握から新たな福祉サービスの開発を進めます。

① 心配ごと相談所事業

各福祉センターで毎月1回、専任相談員を置き、相談対応から解決へ向け関係機関等へ繋がります。

② 無料法律相談所事業

横手福祉センターで毎月1回、他福祉センターは年4回開設し、弁護士による相談対応と解決への支援を行います。

③ 総合相談スキルアップ研修

総合相談窓口業務における課題整理やワンストップでの対応により、適切な関係機関へ繋ぐため、地域福祉再構築推進モデル事業（県社協受託事業）と総合的に取り組み、職員のスキルアップや情報共有を図ります。

(6) たすけあい資金貸付事業

一時的な資金が必要であり、その資金の借入を他から受けることが困難な世帯を対象に、各種資金の貸付や生活相談の対応等により、自立した生活を送れるよう支援します。

①たすけあい資金貸付事業

総合相談対応から各種サービスへの繋ぎおよび資金貸付、償還指導等による自立した生活へ向けた支援を行います。

②資金貸付事業運営委員会の開催

貸付および償還状況の確認や適正な運営に関する協議などを年3回開催します。

(7) 社協活動啓発事業

社会福祉協議会の組織や事業・活動を市民に広く理解を図り、地域福祉活動への参画を促進する事業を行います。

①広報啓発事業

社会福祉協議会の各種情報をはじめ、地域の福祉活動等の紹介などを発信し、社会福祉協議会への理解や福祉活動への参画を求めるため広報紙「社協だより」を年5回発行します。また、より効果的な広報発行のため、広報委員会を年4回開催します。

②社協会員拡大運動事業

地域福祉活動を推進する自主財源を確保するため、社会福祉協議会会員として加入いただき、「みんなが主役！みんなでつくる 人にやさしいまち横手」を推進します。

なお、近年の一般会員の減少傾向を踏まえて、企業・団体等を対象とする特別会員の加入促進を重点的に取り組みます。

③社会福祉大会開催事業

合併設立10周年の節目とともに第2次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の初年度として、福祉関係者をはじめ広く市民に福祉活動への参画を促進し、福祉に関する意識の高揚を図ります。

(8) 福祉活動評価事業

①社協活動評価事業

地域における福祉課題の把握から社会福祉協議会事業の評価・見直しや検討等を行うため、本会役職員をはじめ地域の福祉関係者も参画し、各福祉センター単位で事業評価会議を開催し、各地域の状況に応じた福祉活動の推進を図ります。

②地域福祉活動計画評価事業

第2次地域福祉活動計画に沿って事業を展開するとともに、市民に広く周知し、関係機関・団体等と社会福祉協議会および行政が協働し、地域福祉の充実を図ります。

また、行政と整合性を高め地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価と改善を行うため「推進委員会」を設置し、実行性のある計画推進をめざします。

③地域福祉部会の開催

社会福祉協議会で行う地域福祉事業を適正に進めていくための評価と改善を協議する地域福祉部会を年2回開催します。

(9) 福祉団体支援事業

地域福祉活動への積極的な参画を目的に、当事者組織の事務局を担当し、活動及び自立支援を行います。また、行政と協議しながら活動費を助成します。

【共同募金配分金事業】

(10) 福祉のまちづくり事業

住民同士の交流や親睦、結びつきを深めるために地域が自主的に進める交流活動、見守りや助けあいなどの地域の支えあい体制づくりを支援して福祉のまちづくりを進めます。

①いきいきサロン事業

福祉ネットワーク活動の一環として、地域で自主的に進める交流活動や福祉の拠点づくりへの支援を行うとともに、住民同士の見守り・支えあい活動や緊急時の支援体制づくりにより、安全で安心な地域づくりを進めます。

(11) 福祉教育活動推進事業

体験学習や交流活動を通して、児童生徒や市民が「自分の幸せ」と「みんなの幸せ」について考え「共に生きる」を実践できるよう、双方が連携しながら福祉教育活動を推進し、地域福祉の充実を図ります。

①福祉教育活動推進校支援事業

小・中学校及び高等学校を対象に、ボランティア活動や福祉体験学習の活動を支援し、児童生徒の福祉に対する関心を高めながら福祉活動への参画をめざします。

・H27 推進予定校：旭小学校、増田小学校、浅舞小学校、雄物川小学校、大森小学校、山内小学校、大雄小学校、平鹿中学校、十文字中学校、山内中学校、横手明峰中学校、雄物川高校 計12校

②ふれあいの手紙事業

一人暮らし高齢者と児童が手紙やはがき等での交流により、高齢者の生きがいづくりと児童の福祉のこころの醸成を図るとともに、相互交流による地域福祉の推進につなげます。

③福祉標語事業

小・中学校の児童生徒を対象に福祉の標語を募集し、児童生徒の福祉に対する関心を高め福祉活動への参画をめざします。

④ふくしツアー事業[新規事業]

小学生を対象に施設等でのボランティア活動や被災地研修により社会福祉協議会や介護保険事業所等への関心を高め、地域福祉活動や介護等への理解促進を図ります。

(12) 福祉出前事業

学校や地域で開催する福祉に関する講座・研修会等への支援を行い、児童生徒、地域住民の福祉活動への啓発を図ります。

(13) 障がい者・ボランティア活動啓発事業

①ふれあいフェスティバル事業

ボランティア活動者や障がい者の相互交流と、各活動への理解及び参加促進を目的に、関連する団体や機関が主体となって企画・運営しながらフェスティバルを開催します。

(14) 共同募金運動啓発事業

横手市共同募金委員会の事務局を担当し、その運営や共同募金事業への協力を行います。

①共同募金運動広報事業

赤い羽根共同募金運動を推進するため「社協だより」に特集記事を掲載します。

②共同募金運動への協力

共同募金会の事務担当、戸別募金・街頭募金等への協力を行います。

【市受託事業】

(15) 自立相談支援事業 [新規事業]

生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉協議会がこれまで培ってきた地域住民とのつながりを活かし、潜在化する生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法第2条第1項））の情報把握から対象者の自立と尊厳を確保し、自立相談支援事業の対応から伴走型による継続した支援を行うとともに、支援を通じた地域づくりの推進のため、関係機関との連携を強化し、適切なサービスの提供や新たな生活支援の福祉活動を推進します。

(16) ふれあい安心電話システム推進事業

一人暮らしや高齢者、障がい者世帯等を対象に端末機を設置し、安心・安全な生活が送れるように生活相談や緊急時の通報に24時間体制で対応します。

(17) 障がい者社会参加促進事業

市民やボランティアと障がい者が協働して、ノーマライゼーションの啓発活動を行うとともに、障がい者の社会参加を促進し、住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう必要な支援をします。

①障がい者・ボランティア事業実行委員会

障がい者・ボランティアに関連する事業の企画運営や内容等についての実行委員会を開催し、円滑な事業実施を図ります。

②輪気愛相スポーツ交流事業

障がいを持つ方やボランティア活動者の相互交流と、双方の理解促進を目的にスポーツ交流を行います。

③声の広報・点字広報の発行

朗読ボランティアによる「声の広報」及び点字ボランティアによる「点字広報」を作成し、必要な方々に配布して生活の質の向上と社会参加を促進するとともに、ボランティアの人材育成・確保を図ります。

(18) 在宅介護支援センター事業

総合相談対応や「緊急時あんしんボタン配布事業」の更新及び新規対応を通じ要援護世帯及び家族等の在宅介護を支援するとともに、「地域ケア会議」等への参画により関係機関との連携によるネットワークの構築を進めます。

- ・実施地域 横手福祉センター、平寿苑（平鹿福祉センター）、雄物川福祉センター、十文字福祉センター、山内福祉センター

(19) 自立者支援通所事業

介護予防の「運動機能向上」、「栄養改善」、「認知症予防」、「口腔機能向上」等を取り入れながら趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、自立生活の助長及び高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るとともに、利用者の状態に応じた相談対応から適切なサービスへ繋がります。

(20) 家族介護者交流事業

高齢者等を在宅で介護している家族を対象に、日頃の疲れを癒してもらうとともに、介護者相互の親睦や情報交換等の交流会を開催し、一時的な介護からの解放とリフレッシュを図ることにより、要介護者の安定した生活をめざします。

【県社協受託事業】

(21) 生活福祉資金貸付事務事業

低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、各種資金の貸付事務や生活相談対応等により自立した生活が送れるよう支援するとともに、適切なサービスへ繋がります。

(22) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理、書類の預かり等の支援をするとともに、利用者の状態に応じた各種サービスへ繋がります。

(23) 地域福祉再構築推進モデル事業

地域における生活課題に関する総合相談支援機能の充実と課題解決の仕組みづくりに取り組むとともに、全県域への波及を目指すことを目的にモデル地区の指定を受け、関係機関および多職種連携によるネットワークの構築を進め、地域福祉活動の推進を図ります。